

## つやま産業支援センター専門家派遣プログラム要項

平成 28 年 4 月 1 日施行  
平成 29 年 4 月 1 日改正  
平成 30 年 4 月 1 日改正  
平成 31 年 4 月 1 日改正  
令和 2 年 4 月 1 日改正

### [概要]

津山市内中小企業等（個人事業主、創業予定者を含む）の各課題に応じて、つやま産業支援センター（以下「センター」という。）登録専門家を派遣し、派遣企業の課題の解決を図るとともに、併せて人材育成を行うもの。

### [要件]

課題等に対し専門家を受け入れ、積極的に対処を図ることができる、市内に本社または工場、事業所を有する中小企業等に限る。なお、原則として、事前に専門家が面談等を行い、長期派遣を推薦した企業を対象とし、派遣場所は市内に限る。

### [内容]

1. 生産性向上プログラム
2. 事業戦略等支援プログラム（経営革新計画/経営改善計画策定支援を含む）

### [費用]

専門家派遣に係る費用について、1 回あたり 5 千円とし、当該年度の専門家派遣終了後にセンターから派遣企業に請求することとする。なお、振込手数料については、派遣企業の負担とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が前年同月比で 15% 以上減少している事業者が経営革新計画及び経営改善計画を策定する場合、5 回を限度に無料で専門家を派遣する。

費用の支払いはすべての派遣が終了してからの清算払いとし、最終支払期限は年度末の 10 営業日前までとする。

### [派遣期間]

1 つの課題に対し、原則として専門家 1 名を派遣することとする。

なお、同一年度内において、1社につき、同時に2つの課題に取り組むことが出来るものとする。

最終派遣日は3月10日（土日祝日等の場合は前営業日）までとする。

#### [派遣時間、回数]

1回あたりの派遣時間は、概ね4時間以内とし、申請年度内に10回までとする。ただし、経営革新計画及び経営改善計画に係る派遣は申請年度内に5回までとする。

#### [派遣の流れ]

1. 企業よりセンターへ課題について相談
2. 相談の内容により登録専門家を選定し、相談企業へヒアリングを実施  
(ヒアリングは原則として1回までとする。)
3. 企業よりセンターへ「専門家派遣プログラム申込書【様式1】」を提出
4. センターより企業へ「専門家派遣プログラム決定通知書【様式2】」にて通知
5. 登録専門家による助言・指導を実施
6. 専門家派遣終了後、企業よりセンターへ「専門家派遣プログラム実施報告書【様式3】」を提出（終了後10日以内）
7. 「専門家派遣プログラム実施報告書【様式3】」を受領後、センターより企業へ請求書を送付
8. 請求書に記載してある日付までに費用の支払い

以上